

許 可 一 覧

丸西自動車運送株式会社
(2024年10月4日現在)

産業廃棄物収集運搬業

北海道[㊟] 青森県[㊟] 岩手県[㊟] 秋田県[㊟] 宮城県[㊟] 山形県[㊟] 福島県[㊟] 茨城県[㊟]
栃木県[㊟] 群馬県[㊟] 埼玉県[㊟] 千葉県[㊟] 東京都[㊟] 神奈川県[㊟] 新潟県[㊟] 富山県[㊟]
石川県[㊟] 福井県[㊟] 山梨県[㊟] 長野県[㊟] 岐阜県[㊟] 静岡県[㊟] 愛知県[㊟] 三重県[㊟]
滋賀県[㊟] 京都府[㊟] 奈良県[㊟] 大阪府[㊟] 和歌山県[㊟] 兵庫県[㊟] 岡山県[㊟] 広島県[㊟]
山口県[㊟] 島根県[㊟] 鳥取県[㊟] 徳島県[㊟] 香川県[㊟] 愛媛県[㊟] 高知県[㊟] 福岡県[㊟]
大分県[㊟] 熊本県[㊟] 宮崎県[㊟] 鹿児島県[㊟] 長崎県[㊟] 佐賀県[㊟] 沖縄県[㊟]

(1道1都2府43県)

特別管理産業廃棄物収集運搬業 (P C B 廃棄物含む)

北海道[㊟] 青森県[㊟] 岩手県[㊟] 秋田県[㊟] 宮城県[㊟] 山形県[㊟] 福島県[㊟] 茨城県[㊟]
栃木県[㊟] 群馬県[㊟] 埼玉県[㊟] 千葉県[㊟] 東京都[㊟] 神奈川県[㊟] 新潟県[㊟] 富山県[㊟]
石川県[㊟] 福井県[㊟] 山梨県[㊟] 長野県[㊟] 岐阜県[㊟] 静岡県[㊟] 愛知県[㊟] 三重県[㊟]
滋賀県[㊟] 京都府[㊟] 奈良県[㊟] 大阪府[㊟] 和歌山県[㊟] 兵庫県[㊟] 岡山県[㊟] 広島県[㊟]
山口県[㊟] 島根県[㊟] 鳥取県[㊟] 徳島県[㊟] 香川県[㊟] 愛媛県[㊟] 高知県[㊟] 福岡県[㊟]
大分県[㊟] 熊本県[㊟] 宮崎県[㊟] 鹿児島県[㊟] 長崎県[㊟] 佐賀県[㊟] 沖縄県[㊟]

(1道1都2府43県)

F R P 廃棄物

日本国内

一般貨物自動車運送事業

中運自貨振 第271号

産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
氏 名 丸両自動車運送株式会社 代表取締役 青木 良介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和2年(2020年)1月6日
許可の有効年月日 令和9年(2027年)1月5日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、ばいじん。
以上、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。また、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等であるものを含む。
積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年(2020年)1月6日 許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・

※ 当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・



許可番号 第00150002267号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
氏 名 丸西自動車運送株式会社 代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和2年(2020年)1月6日
許可の有効年月日 令和9年(2027年)1月5日

1. 事業の範囲
 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの)、特定有害産業廃棄物(別紙のとおり)。積替保管なし。以下余白。
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
 令和2年(2020年)1月6日 許可の更新
5. 積替え許可の有無 有・ 無
 ※ 当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・ 無



(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証別紙)

許可番号 第00150002267号
 許可業者の名称 丸西自動車運送株式会社

取扱う特別管理産業廃棄物（うち特定有害産業廃棄物）の種類

廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等	ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃水銀等	指定下水汚泥	鉱さい	廃石綿等	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	産業廃棄物を処分するために処理したもの
含有等する有害物質の種類														
石棉							○							
アルキル水銀化合物				○	○	○								
水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く）				○	○	○								
カドミウム又はその化合物				○	○	○								
鉛又はその化合物				○	○	○								
有機燐化合物				○	○	○								
六価クロム化合物				○	○	○								
砒素又はその化合物				○	○	○								
シアン化合物				○	○	○								
ポリ塩化ビフェニル	○	○	○											
トリクロロエチレン										○	○	○	○	
テトラクロロエチレン										○	○	○	○	
ジクロロメタン										○	○	○	○	
四塩化炭素										○	○	○	○	
1,2-ジクロロエタン										○	○	○	○	
1,1-ジクロロエチレン										○	○	○	○	
シス-1,2-ジクロロエチレン										○	○	○	○	
1,1,1-トリクロロエタン										○	○	○	○	
1,1,2-トリクロロエタン										○	○	○	○	
1,3-ジクロロプロペン										○	○	○	○	
チウラム											○	○	○	
シマジン											○	○	○	
チオベンカルブ											○	○	○	
ベンゼン											○	○	○	
セレン又はその化合物					○	○					○	○	○	
1,4-ジオキサン											○	○	○	
ダイオキシン類											○	○	○	

※注1 別記様式26の「事業の範囲」の欄が不足する場合は、本書を用いることができるものとする。（その場合、別記様式26の「事業の範囲」欄の産業廃棄物の種類のうち、特定有害産業廃棄物については「別紙のとおり」と記載。）

- 2 取り扱う産業廃棄物の該当欄に○印を付すこと。
- 3 許可を有しない種類の行、列、欄については、削除するか又は斜線で消すこと。
- 4 別記様式26と割印を押印すること。



許可番号 00201002267

産業廃棄物収集運搬業許可証

静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
 丸両自動車運送株式会社
 代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 宮下 宗一郎



許可の年月日 令和2年3月25日

許可の有効年月日 令和9年3月18日

1. 事業の範囲

産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）			
燃え殻	○	動物系固形不要物	×
汚泥	○	ゴムくず	×
廃油	○	金属くず	○
廃酸	○	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○
廃アルカリ	○	鉱さい	×
廃プラスチック類	○	がれき類	×
紙くず	×	家畜ふん尿	×
木くず	×	家畜の死体	×
繊維くず	×	ばいじん	○
動植物性残さ	×	政令第2条第13号廃棄物	×
上記のうち			
自動車等破砕物であるもの	×	水銀使用製品産業廃棄物であるもの	○
石棉含有産業廃棄物であるもの	×	水銀含有ばいじん等であるもの	○
備考			

○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当無し

3. 許可の条件
 無し

4. 許可の更新又は変更の状況
 平成22年3月19日 新規許可
 令和2年3月25日 更新許可及び優良認定
 令和5年7月4日 書換え（代表者）

5. 積替え許可の有無 無し
 市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無し

(以下余白)



許可番号 00251002267

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 宮下 宗一 郎



許可の年月日 令和2年3月25日
許可の有効年月日 令和9年3月18日

1. 事業の範囲
別表のとおり
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当無し
3. 許可の条件
無し
4. 許可の更新又は変更の状況
平成22年3月19日 新規許可
令和2年3月25日 更新許可及び優良認定
令和5年7月4日 書換え(代表者)
5. 積替え許可の有無 無し
市名 ー 許可番号 ー
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無し

(以下余白)

別表

特別管理産業廃棄物の種類																												
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)											○																	
廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの)											○																	
廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)											○																	
感染性産業廃棄物											×																	
特定有害産業廃棄物																												
廃ポリ塩化ビフェニル等											○																	
ポリ塩化ビフェニル汚染物											○																	
ポリ塩化ビフェニル処理物											×																	
廃水銀等											×																	
指定下水汚泥											×																	
廃石棉等											×																	
産業廃棄物の種類	含有する有害物質	水銀又はその化合物	鉛又はその化合物	六価クロム化合物	有機燐化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二ージクロロエタン	一・三ージクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・一・一・トリクロロエタン	シス・二・二ージクロロエチレン	一・一・二・トリクロロエチレン	一・二・二・トリクロロエチレン	一・一・二・トリクロロエタン	シマジン	チオベンカルブ	ペンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジ酸素	ダイオキシン類		
		鉍さい	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		ばいじん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		燃え殻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		廃油	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		汚泥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		廃酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		廃アルカリ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		備考																										

○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

許可番号 00300002267

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸両自動車運送株式会社 代表取締役 青木 良介
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 平成30年 6月 4日

許可の有効年月日 令和 7年 6月 3日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・燃え殻
- ・汚泥(含水率85%以下のものに限る。)
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・動植物性残さ
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 6月 4日 当初許可
平成25年 6月 4日 更新許可
平成30年 6月 4日 更新許可(優良認定)
令和 5年 6月30日 変更届出書受理(代表者を青木千加士から変更したこと。)

以下余白

4. 積替え許可(盛岡市の許可)の有無

無
以下余白

(以下、裏面記載)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸両自動車運送株式会社 代表取締役 青木 良介
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 遠増 拓也



許可の年月日 平成30年 6月 4日

許可の有効年月日 令和 7年 6月 3日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・廃ポリ塩化ビフェニル等
- ・ポリ塩化ビフェニル汚染物
- ・ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

(以下、裏面記載)

限る。)

- ・廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 6月 4日 当初許可

平成25年 6月 4日 更新許可

平成28年 1月20日 事業範囲の変更許可

(1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物を追加したこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類にばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(3) 特別管理産業廃棄物の種類に燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油（1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(5) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(6) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(7) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

平成30年 6月 4日 更新許可（優良認定）

(以下、2枚目記載)



令和 5年 6月30日 変更届出書受理 (代表者を青木千加士から変更したこと。)
以下余白

4. 横替え許可 (盛岡市の許可) の有無 無
以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白



産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸両自動車運送株式会社

代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和5年5月22日

許可の有効年月日 令和12年5月21日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、イ 汚泥（水銀含有ばいじん等を含む、含水率85%以下のものに限る。）、ウ 廃油、エ 廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、

オ 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、

カ 廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、

キ 動植物性残渣、ク 金属くず（自動車等破砕物を含む、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、

ケ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、

コ 鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、

サ ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）

以上11品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成8年5月22日 新規許可

平成13年5月22日 更新許可

平成18年5月22日 更新許可

平成23年5月22日 更新許可

平成28年5月22日 更新許可

令和5年5月22日 更新許可

令和5年6月30日 変更届出（役員の変更）

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無
以下余白

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸両自動車運送株式会社

代表取締役 青木 良介

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和5年5月22日

許可の有効年月日 令和12年5月21日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、

イ 廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、

ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、

エ 特定有害産業廃棄物（廃PCB等、PCB汚染物、廃水銀等、廃石棉等、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい及びばいじんに限る。含まれる有害物質については別記1のとおりとする。） 以上4品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成8年5月22日 新規許可

平成13年5月22日 更新許可

平成18年5月22日 更新許可

平成23年5月22日 更新許可

平成28年5月22日 更新許可

令和5年5月22日 更新許可

令和5年6月30日 変更届出（役員の変更）

5. 積替え許可の有無 存・無

市名

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白

別記1

エ 特定有害産業廃棄物

廃PCB等

PCB汚染物

廃水銀等

廃石棉等

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

(○印：積替・保管を除く ●印：積替・保管を含む - 印：対象外)

有害物質	廃棄物名	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	指定下水汚泥
アルキル水銀化合物		○	○			○	○	○	-
水銀又はその化合物		○	○			○	○	○	-
カドミウム又はその化合物		○	○	○		○	○	○	-
鉛又はその化合物		○	○	○		○	○	○	-
有機燐又はその化合物						○	○	○	-
六価クロム化合物		○	○	○		○	○	○	-
砒素又はその化合物		○	○	○		○	○	○	-
シアン化合物						○	○	○	-
PCB						-	-	-	-
トリクロロエチレン					○	○	○	○	-
テトラクロロエチレン					○	○	○	○	-
ジクロロメタン					○	○	○	○	-
四塩化炭素					○	○	○	○	-
1, 2-ジクロロエタン					○	○	○	○	-
1, 1-ジクロロエチレン					○	○	○	○	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン					○	○	○	○	-
1, 1, 1-トリクロロエタン					○	○	○	○	-
1, 1, 2-トリクロロエタン					○	○	○	○	-
1, 3-ジクロロプロペン					○	○	○	○	-
チウラム						○	○	○	-
シマジン						○	○	○	-
チオベンカルブ						○	○	○	-
ベンゼン					○	○	○	○	-
セレン又はその化合物		○	○	○		○	○	○	-
ダイオキシン類			○	○		-	○	○	-
1, 4-ジオキサソ			○		○	○	○	○	-



許可番号00400002267

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
 氏 名 丸岡自動車運送株式会社
 代表取締役 青木 良介

法人にあつては、名称及び代表者の氏名



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 令和5年7月13日
 許可の有効年月日 令和12年7月12日

- 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）
 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、ばいじん 以上11種類
 （これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を含む。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。以下余白）
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
平成23年7月13日許可
平成28年7月13日更新許可
令和5年7月13日更新許可
- 積替え許可の有無 在・無
- 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 在・無

備考
 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



許可番号00450002267

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
 氏 名 丸両自動車運送株式会社
 代表取締役 青木 良介

〔 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 〕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 令和5年7月13日
 許可の有効年月日 令和12年7月12日

- 1 事業の範囲
別表のとおり。
- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- 3 許可の条件
なし
- 4 許可の更新又は変更の状況
平成23年7月13日許可
平成28年7月13日更新許可
令和5年7月13日更新許可
- 5 積替え許可の有無 有 ・ 無
- 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別表

根拠法令	特別管理産業廃棄物							取扱		
令2の4第1号	廃油(産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類)							○		
令2の4第2号	廃酸(水素イオン濃度指数(pH) 2.0以下のもの)							○		
令2の4第3号	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH) 12.5以上のもの)							○		
令2の4第4号	感染性産業廃棄物							○		
	特定有害産業廃棄物									
	イ	廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)等						○		
	ロ	ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物						○		
	ハ	ポリ塩化ビフェニル(PCB)処理物						○		
	ニ	廃水銀等						×		
	ホ	指定下水汚泥						×		
	ト	廃石綿等						○		
令2の4第5号	ヘ・チ ・ル	廃棄物名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	
		有害物質名								
			水銀又はその化合物	-	○	-	○	○	○	○
			カドミウム又はその化合物	○	○	-	○	○	○	○
			鉛又はその化合物	○	○	-	○	○	○	○
			有機磷化合物	-	○	-	○	○	-	-
			六価クロム化合物	○	○	-	○	○	○	○
			砒素又はその化合物	○	○	-	○	○	○	○
			シアン化合物	-	○	-	○	○	-	-
			PCB	-	×	-	×	×	-	-
			トリクロロエチレン	-	○	○	○	○	-	-
			テトラクロロエチレン	-	○	○	○	○	-	-
			ジクロロメタン	-	○	○	○	○	-	-
			四塩化炭素	-	○	○	○	○	-	-
			1・2-ジクロロエタン	-	○	○	○	○	-	-
			1・1-ジクロロエチレン	-	○	○	○	○	-	-
			シス-1・2-ジクロロエチレン	-	○	○	○	○	-	-
			1・1・1-トリクロロエタン	-	○	○	○	○	-	-
			1・1・2-トリクロロエタン	-	○	○	○	○	-	-
			1・3-ジクロロプロペン	-	○	○	○	○	-	-
	チウラム	-	○	-	○	○	-	-		
	シマジン	-	○	-	○	○	-	-		
	チオベンカルブ	-	○	-	○	○	-	-		
	ベンゼン	-	○	○	○	○	-	-		
	セレン又はその化合物	○	○	-	○	○	○	○		
	1・4-ジオキサン	-	×	×	×	×	-	×		
	ダイオキシン類	○	○	-	○	○	-	○		
令2の4第6号	ばいじん(輸入廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの)							×		
令2の4第7号	ばいじん・燃え殻(輸入廃棄物の焼却で灰汁の基準に適合しないもの)							×		
令2の4第8号	汚泥(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×		
令2の4第9号	ばいじん(輸入廃棄物)							×		
令2の4第10号	燃え殻(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×		
令2の4第11号	汚泥(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×		
備考										

※令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

※○：取り扱うもの ○：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

産業廃棄物収集運搬業許可証

静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木良介

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証明する。

山形県知事 吉村 美栄子

許可の年月日 令和 3 年 8 月 11 日

許可の有効年月日 令和 7 年 4 月 15 日

1 事業の範囲

種類	取扱	特記事項	種類	取扱	特記事項
燃え殻	○		金属くず	○	
汚泥	○		ガラス、コンクリート及び陶磁器くず	○	
廃油	○		鋸さい	×	
廃酸	○		がれき類	○	
廃アルカリ	○		動物のふん尿	×	
廃プラスチック類	○		動物の死体	×	
紙くず	×		ばいじん	○	
木くず	×		自動車等廃棄物	×	
繊維くず	×		自動車等廃棄物	×	
動植物性残さ	○		石棉含有産業廃棄物	○	廃プラスチック類、ガラスくず、がれき類等。
動物系固形不要物	×		水銀使用製品産業廃棄物	○	
ゴムくず	×		水銀含有ばいじん等	○	

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

【備考】 表中の「○」は取扱うことができるもの、「◎」は積替え及び保管を行うことができるもの、「×」は取扱うことができないものを示す。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
平成20年 4月16日 許可
平成25年 4月16日 許可の更新
平成30年 4月16日 許可の更新、優良認定
令和 3年 8月11日 事業範囲の変更許可
令和 5年 5月31日 代表者の変更

5 積替え許可の有無 有・**無**
市名 許可番号

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・**無**

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木良介

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 令和 3 年 8 月 11 日

許可の有効年月日 令和 7 年 4 月 15 日

1 事業の範囲

別表1のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成20年 4月16日	許可
平成25年 4月16日	許可の更新
平成27年12月24日	事業範囲の変更許可
平成30年 4月16日	許可の更新、優良認定
令和 3年 8月11日	事業範囲の変更許可
令和 5年 5月31日	代表者の変更

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

市名

許可番号

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(別表1)

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈							
			枝番	a	b	c	d	e	f	g
			燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	ばいじん	ばいじん	指定 下水汚泥
1	令第1号	○								
2	令第2号	○								
3	令第3号	○								
4	令第4号									
5	イ 令第5号イ	○								
5	ロ 令第5号ロ	○								
5	ハ 令第5号ハ									
5	ニ 令第5号ニ	○								
5	ト 令第5号ト	○								
5	令第5号ホ、ヘ及びチ〜ル									
	枝番									
	有害物質名									
1	アルキル水銀化合物			○		○	○		○	
2	水銀又はその化合物			○		○	○		○	
3	カドミウム又はその化合物	○	○			○	○		○	
4	鉛又はその化合物	○	○			○	○		○	
5	有機燐化合物			○		○	○			
6	六価クロム化合物	○	○			○	○		○	
7	砒素又はその化合物	○	○			○	○		○	
8	シアン化合物			○		○	○			
9	PCB									
10	トリクロロエチレン			○	○	○	○			
11	テトラクロロエチレン			○	○	○	○			
12	ジクロロメタン			○	○	○	○			
13	四塩化炭素			○	○	○	○			
14	1, 2-ジクロロエタン			○	○	○	○			
15	1, 1-ジクロロエチレン			○	○	○	○			
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン			○	○	○	○			
17	1, 1, 1-トリクロロエタン			○	○	○	○			
18	1, 1, 2-トリクロロエタン			○	○	○	○			
19	1, 3-ジクロロプロペン			○	○	○	○			
20	チウラム			○		○	○			
21	シマジン			○		○	○			
22	チオベンカルブ			○		○	○			
23	ベンゼン			○	○	○	○			
24	セレン又はその化合物	○	○			○	○		○	
25	1, 4-ジオキサン			○	○	○	○			
26	ダイオキシン類	○	○			○	○		○	
27										
28										
29										
30										
6	令第6号									法第2条第4項第2号廃棄物の焼却施設集積施設で集められたばいじん
7	令第7号									ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを焼分のため処理したもの
8	令第8号									ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び該当を焼分のため処理したもの
9	令第9号									ばいじん(集積施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る)
10										
11										

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。

【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「⊖」は取り扱うことができないものを示す。

許可番号 第00707002267号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸西自動車運送株式会社
代表取締役 青木良介

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀 雅 雄



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 5年 7月 4日
令和12年 7月 3日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 産業廃棄物の種類

①汚泥②廃油③廃酸④廃アルカリ⑤廃プラスチック類⑥動植物性残さ⑦金属くず⑧ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、石棉含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上8種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成23年 7月 4日

更新許可(優良認定)年月日 平成28年 7月 4日

変更届出年月日 令和 5年 6月27日 (代表者の変更)

更新許可(優良認定)年月日 令和 5年 7月 4日

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

許可番号 第00757002267号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸岡自動車運送株式会社
代表取締役 青木良介

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀 雅 雄



許可の年月日

令和 5年 7月 4日

許可の有効年月日

令和12年 7月 3日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①燃え殻（特定有害産業廃棄物）②汚泥（特定有害産業廃棄物）③廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）④廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）⑤廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）⑥銻さい（特定有害産業廃棄物）⑦ばいじん（特定有害産業廃棄物）⑧廃PCB等⑨PCB汚染物
以上9種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成23年 7月 4日

変更許可年月日 平成24年 1月24日

更新許可(届出認定)年月日 平成28年 7月 4日

変更届出年月日 令和 5年 6月27日 (代表者の変更)

更新許可(届出認定)年月日 令和 5年 7月 4日

(廃PCB等及びPCB廃棄物並びに、燃え殻の特定有害産業廃棄物の項目追加)

5 積替え許可の有無 有 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 無

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目
 特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質名	鉄さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○			○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○
有機燐化合物					○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○
シアン化合物					○	○	○
PCB					-	-	-
トリクロロエチレン				○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○
四塩化炭素				○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン				○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン				○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン				○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン				○	○	○	○
チウラム					○	○	○
シマジン					○	○	○
チオベンカルブ					○	○	○
ベンゼン				○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○		○	○	○
1, 4-ジオキサン		-		-	-	-	-
ダイオキシン類		○	○		○	-	-



様式第七号の二 (第十条の二関係)

3031

許可番号 00801002267

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸岡自動車運送 株式会社

代表取締役 青木 良介

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

優良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第1項~~ の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

茨城県知事 大井川 和 彦



許可の年月日

令和3年6月1日

許可の有効年月日

令和6年11月10日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)

積替え保管を除く: 燃え殻(*8)、汚泥(*6)(*8)、廃油(*6)、廃酸(*6)(*8)、廃アルカリ(*6)(*8)、廃プラスチック類(*1)(*4)(*6)、動植物性残さ(肥料として再生可能なものに限る。)、金属くず(*1)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*4)(*6)、紙さい(*8)、ばいじん(*8) 以上11種類

(※) 記載品目については、

(*1) 自動車等破砕物を除く、(*4) 石綿含有産業廃棄物を含む、

(*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、(*8) 水銀含有ばいじん等を含む

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
平成9年11月11日	新規許可	平成19年11月11日	更新許可
平成13年2月23日	変更許可	平成24年11月26日	更新許可
平成14年11月11日	更新許可	平成30年1月11日	更新許可(優良認定)
平成17年4月25日	変更届(住所の変更)	令和3年6月1日	変更許可(品目の追加)
平成18年11月14日	変更許可(品目の追加)	令和5年6月28日	変更届(代表者の変更)

5. 積替え許可の有無 ~~有~~・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



許可番号 00851002267

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
 氏名 丸岡自動車運送 株式会社
 代表取締役 青木 良介
 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 令和5年2月23日
 許可の有効年月日 令和12年2月22日

- 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）
 積替え保管を除く：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃酸（pH2.0以下のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃PCB等、PCB汚染物、廃水銀等、鉱さい（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃石棉等、ばいじん（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、燃え殻（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、汚泥（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）
 以上11種類
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当なし。

3. 許可の条件
 特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成13年2月23日	新規許可	平成25年7月19日	変更許可（有害物質の変更）
平成17年4月25日	変更届（住所の変更）	平成28年3月7日	更新許可（優良認定）
平成18年2月23日	更新許可	令和3年6月1日	変更許可（品目の追加）
平成23年3月9日	更新許可	令和5年2月23日	更新許可（優良認定）
平成24年9月5日	変更許可（品目の追加）	令和5年6月28日	変更届（代表者の変更）

5. 積替え許可の有無 ~~有~~・無
 （積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）
 市名 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別記1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	銻さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○			○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○
有機化合物					○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○
シアン化合物					○	○	○
トリクロロエチレン				○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロタン				○	○	○	○
四塩化炭素				○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン				○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン				○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン				○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン				○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン				○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン				○	○	○	○
ホルム					○	○	○
メタノール					○	○	○
ホルムアルデヒド					○	○	○
ベンゼン				○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○		○	○	○
ダイオキシン類		○	○		○	○	○
有機水銀	○	○			○	○	○
1,4-ジオキサン		-		○	○	○	○

許可番号 00900002267

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸岡自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富



許可の年月日 令和6(2024)年8月10日

許可の有効年月日 令和13(2031)年8月9日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬(積替えを除く。)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

種類	石棉含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	条件等
汚泥	○	○	○	
廃油	-	○	-	
廃酸	-	○	○	
廃アルカリ	-	○	○	
廃プラスチック類	○	○	-	
動植物性残さ	-	-	-	
金属くず	-	○	-	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	-	

2. 積替・保管施設 なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成4(1992)年8月10日

変更許可 平成12(2000)年1月6日

変更許可 平成18(2006)年10月16日

更新許可 令和6(2024)年8月10日

取り扱う廃棄物の種類の追加

取り扱う廃棄物の種類の追加

更新6回目

5. 積替え許可の有無(県内の政令市における許可)

有 ・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

取扱窓口

資源循環推進課

2.	積替 - 保管施設	なし	
3.	許可の条件	なし	
4.	許可の更新又は変更の状況		
	新規許可	平成19(2007)年5月21日	
	変更許可	平成23(2011)年2月21日	取り扱う廃棄物の種類の追加
	変更許可	平成24(2012)年5月21日	取り扱う廃棄物の種類の追加
	変更許可	平成25(2013)年11月6日	取り扱う廃棄物の種類の追加
	更新許可	令和6(2024)年5月21日	更新3回目
	変更許可	(決裁日)	取り扱う廃棄物の種類の追加
5.	積替え許可の有無(県内の政令市における許可)	有	・ (無)
6.	規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無	有	・ (無)
取扱窓口		資源循環推進課	

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木良介

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太

許可の年月日 令和 6年 4月17日
許可の有効期限 令和13年 4月16日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥動植物性残さ、
⑦金属くず、⑧ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上8種類）

※①については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※③については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑦については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑧については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成19年	4月17日	新規許可
平成24年	4月17日	更新許可
平成29年	4月17日	更新許可
令和 6年	4月17日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸岡自動車運送株式会社

代表取締役 青木良介

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太

許可の年月日 令和 6年 4月17日

許可の有効期限 令和13年 4月16日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特) 廃PCB等、
⑤特) PCB汚染物、⑥特) 廃水銀等、⑦特) 廃石棉等、⑧特) 燃え殻、⑨特) 汚泥、
⑩特) 廃油、⑪特) 廃酸、⑫特) 廃アルカリ、⑬特) 鉱さい、⑭特) ばいじん
(以上14種類)

※⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成19年	4月17日	新規許可
平成24年	4月11日	変更許可
平成24年	4月17日	更新許可
平成25年	6月25日	変更許可
平成29年	4月17日	更新許可
平成30年	10月9日	変更許可
令和6年	4月17日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無



特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉱さい	特) ばいじん	特) 13 号廃棄物
7444水銀化合物		○		○	○	○	○	-
7444水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物		○		○	○	○	○	-
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
鉛 ⁶⁴ 又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
鉛又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
有機磷化合物		○		○	○			
六価クロム化合物	○	○		○	○	○	○	-
砒素又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
シアン化合物		○		○	○			
PCB		-		-	-			
トリクロロエチレン		○	○	○	○			
テトラクロロエチレン		○	○	○	○			
ジクロロメタン		○	○	○	○			
四塩化炭素		○	○	○	○			
1,2-ジクロロエタン		○	○	○	○			
1,1-ジクロロエタン		○	○	○	◎			
シス-1,2-ジクロロエタン		○	○	○	○			
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,1,2-トリクロロエタン		○	○	○	◎			
1,3-ジクロロプロパン		○	○	○	○			
チウラム		○		○	○			
シマゾン		○		○	○			
チオベンゾチアゾール		○		○	○			
ベンゼン		○	○	○	○			
ヒレン又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
1,4-ジオキサン		○	○	○	○		-	
ナフチン類	○	○		○	○		○	-

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸両自動車運送株式会社

代表取締役 青木 良介

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 6年 2月 5日

許可の有効年月日 令和12年12月18日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻(#2)

汚泥(*) (#1) (#2)

廃油

廃酸(#2)

廃アルカリ(#2)

廃プラスチック類(*) (#1)

動植物性残さ

金属くず(#1)

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(#1)

ばいじん(#2)

以上10種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 3年12月19日	指令中環第6-208号	新規許可
平成13年 5月 9日	指令中環第8-57号	変更許可
平成23年12月19日	指令産廃第8-123号	変更許可（3種類の追加）
令和 5年 6月28日	-	変更届（代表者）
令和 6年 2月 5日	指令産廃第9-1322号	更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸岡自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年 7月14日

許可の有効年月日 令和 8年 6月 2日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
- (2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
 - 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
 - 廃酸（pH2.0以下のものに限る。）
 - 廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）
 - 廃ポリ塩化ビフェニル等
 - ポリ塩化ビフェニル汚染物
 - 廃水銀等
 - 鉍さい（※）
 - 廃石棉等
 - ばいじん（※）
 - 燃え殻（※）
 - 廃油（※）
 - 汚泥（※）
 - 廃酸（※）
 - 廃アルカリ（※）
 - 以上14種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 6年 6月 3日	指令中環第7-3号	新規許可
平成26年12月12日	指令産廃第11-4号	変更許可（2種類の限定の解除）
令和元年 7月 3日	指令産廃第12-7号	更新許可（優良認定）
令和 3年 7月14日	指令産廃第11-3号	変更許可（7種類の追加及び2種類で22有害物質の追加）
令和 5年 6月28日	—	変更届（代表者）

5. 積替え許可の有無 無
※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は取り扱うことができるもの、「●」は積替え保管できるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃7695
水銀又はその化合物	-	-	○	○			○	○	○
カドミウム又はその化合物	-	-	○	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物	-	-	○	○	○		○	○	○
有機燐化合物	-	-					○	○	○
六価クロム化合物	-	-	○	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	-	-	○	○	○		○	○	○
シアン化合物	-	-					○	○	○
ポリ塩化ビフェニル	-	-					-	-	-
トリクロロエチレン	-	-				○	○	○	○
テトラクロロエチレン	-	-				○	○	○	○
ジクロロメタン	-	-				○	○	○	○
四塩化炭素	-	-				○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	-	-				○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	-	-				○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-				○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	-	-				○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	-	-				○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	-	-				○	○	○	○
チウラム	-	-					○	○	○
シマジン	-	-					○	○	○
チオベンカルブ	-	-					○	○	○
ベンゼン	-	-				○	○	○	○
セレン又はその化合物	-	-	○	○	○		○	○	○
1,4-ジオキサン	-	-		-		○	○	○	○
ダイオキシン類	-	-		○	○		○	○	○

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸両自動車運送 株式会社
代表取締役 青木 良介

優
良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊



許可の年月日 平成30年5月8日

許可の有効年月日 令和7年3月30日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、イ 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む）、ウ 廃油、エ 廃酸（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む）、オ 廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む）、カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残さ、サ 金属くず（自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、シ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ス 鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む）、セ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ソ ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成10年3月31日	新規許可
平成30年5月8日	更新許可（優良認定）
令和元年7月5日	変更届（役員変更）
令和4年12月12日	変更許可（4品目の追加, 限定の解除）
令和5年6月28日	変更届（代表者変更, 役員変更）

4. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸両自動車運送 株式会社
代表取締役 青木 良介

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 平成30年5月8日

許可の有効年月日 令和7年3月30日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
エ 廃PCB等、オ PCB汚染物、カ 廃水銀等、キ 廃石棉等、ク 特定有害産業廃棄物（鉱さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成10年3月31日	新規許可
平成30年5月8日	更新許可（優良認定）・変更許可（2品目の追加）
令和元年7月5日	変更届（役員変更）
令和5年6月28日	変更届（代表者変更、役員変更）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

（以下余白）

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可証別紙1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○			○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○
有機燐化合物					○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○
シアン化合物					○	○	○
PCB					-	-	-
トリクロロエチレン				○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○
四塩化炭素				○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン				○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン				○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン				○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン				○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン				○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン				○	○	○	○
チウラム					○	○	○
シマジン					○	○	○
チオベンジル					○	○	○
ベンゼン				○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○		○	○	○
ダイオキシン類		○	○		○	○	○
1,4-ジオキシン		○		○	○	○	○

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介



第14条第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 元年 6月 7日

許可の有効年月日 令和 8年 6月 6日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉄さい、がれき類、ばいじん

(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん等を含む。)

(以上15種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 16年 6月 7日 新規許可

令和 元年 6月 7日 更新許可 第3回

令和 3年 6月 18日 変更許可 石綿含有(無→有)

令和 4年 12月 12日 変更許可 種類の追加(紙くず、木くず、繊維くず、がれき類)

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸岡自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の5第1項

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 元年 6月 7日

許可の有効年月日 令和 8年 6月 6日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
- ② 廃酸（pH2.0以下のもの）
- ③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）
- ④ 特定有害産業廃棄物
 - ア. 廃ポリ塩化ビフェニル等
 - イ. ポリ塩化ビフェニル汚染物
 - ウ. 廃水銀等
 - エ. 廃石棉等
 - オ. 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

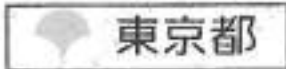
4 許可の更新・変更の状況

- 平成 16年 6月 7日 新規許可
- 令和 元年 6月 7日 更新許可 第3回
- 令和 3年 6月 18日 変更許可 種類の追加（廃水銀等、廃石棉等、1,4-ジオキサンを含むもの）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号

第13-50-002267号

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	アトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・一・トリクロロエタン	一・一・トリクロロエタン	一・一・トリクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻		-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油		-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○	-
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
鉱さい		○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
ばいじん		○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
指定下水汚泥		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【備考】・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)



産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸岡自動車運送株式会社

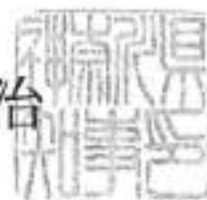
法人にあっては名称及び代表者の氏名

 代表取締役 青木 良介

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐治



許可の年月日 平成30年6月19日

(初回許可年月日 平成5年5月20日)

許可の有効年月日 令和7年5月19日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

燃え殻（※3）、汚泥（※2※3）、廃油（※2）、廃酸（※2※3）、
 廃アルカリ（※2※3）、廃プラスチック類（※2）、紙くず、木くず、繊維くず、
 動植物性残さ、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※2）、
 ばいじん（※3）

※1：石棉含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石棉含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年6月28日 変更届出（変更前：青木 千加土、変更後：青木 良介）

平成30年6月19日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸両自動車運送株式会社

（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 代表取締役 青木 良介

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日 平成30年11月5日
(初回許可年月日 平成9年10月13日)
許可の有効年月日 令和6年10月12日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）

特定有害産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、廃水銀等、廃石棉等
金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年6月28日 変更届出（変更前：青木 千加土、変更後：青木 良介）
平成30年11月5日 変更許可（特定有害産業廃棄物（廃水銀等、廃石棉等））
平成29年11月10日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

別表1 金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替え保管を含まないもの

廃棄物の種類 金属等の名称	鉍 さい	ばい じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
水銀又はその化合物	○	○	△	△	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
有機燐化合物	△	△	△	△	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	△	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
シアン化合物	△	△	△	△	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル	△	△	△	△	-	-	-
トリクロロエチレン	△	△	△	△	○	○	○
テトラクロロエチレン	△	△	△	△	○	○	○
ジクロロメタン	△	△	△	△	○	○	○
四塩化炭素	△	△	△	△	○	○	○
1・2-ジクロロエタン	△	△	△	△	○	○	○
1・1-ジクロロエチレン	△	△	△	△	○	○	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	△	△	△	△	○	○	○
1・1・1-トリクロロエタン	△	△	△	△	○	○	○
1・1・2-トリクロロエタン	△	△	△	△	○	○	○
1・3-ジクロロプロペン	△	△	△	△	○	○	○
チウラム	△	△	△	△	○	○	○
シマジン	△	△	△	△	○	○	○
チオベンカルブ	△	△	△	△	○	○	○
ベンゼン	△	△	△	△	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
1・4-ジオキサン	△	○	△	△	○	○	○
ダイオキシン類	△	○	○	△	○	○	○

備考：「○」は取り扱うことのできるものを、「-」は、取り扱うことのできないものを示す。

許可番号 01509002267

産業廃棄物収集運搬業許可証

静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

丸両自動車運送 株式会社

代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英 世



許可の年月日 令和 5年 5月29日

許可の有効年月日 令和12年 5月27日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、金属くず、鉱さい、ばいじん（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・更新許可年月日 平成13年 5月28日
- ・変更届出年月日 平成17年 4月14日
(平成15年4月1日 合併による住所変更並びに平成17年4月1日 住所の表示の変更及び住所の変更 旧 静岡県清水市中河内4134番地)
- ・更新許可年月日 平成18年 5月28日
- ・変更許可年月日 平成21年 4月 7日
(燃え殻、廃油、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、ばいじんの追加)
- ・更新許可年月日 平成23年 5月28日
- ・更新許可年月日 平成28年 5月30日
- ・優良基準適合認定 平成28年 5月30日
(許可の有効年月日が平成33年 5月27日から平成35年 5月27日に延長)
- ・変更許可年月日 令和 4年 8月 9日
(がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず(以上、石綿含有産業廃棄物を除く。))の追加
(廃プラスチック、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの「石綿産業廃棄物を除く。」を「石綿含有産業廃棄物を含む。」に変更)
- ・更新許可年月日 令和 5年 5月29日
- ・優良基準適合認定 令和 5年 5月29日
(許可の有効年月日が令和10年 5月27日から令和12年 5月27日に延長)
- ・変更届出年月日 令和 5年 6月27日
(代表者の変更 旧 青木 千加士)

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和 5年 5月29日 更新許可)

許可番号 01559002267

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

丸両自動車運送 株式会社

代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英世



許可の年月日 令和 5年 5月29日

許可の有効年月日 令和12年 5月27日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）、**廃酸**（水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むものに限る。）、**廃アルカリ**（水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むものに限る。）、**汚泥**（含水率85%以下のもので水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むものに限る。）、**鉛さい**（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、**鉛丸殻**（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むものに限る。）、**ばいじん**（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むものに限る。）、**廃PCB等**、**PCB汚染物**、**廃水銀等**、**廃石棉等**

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・更新許可年月日 平成13年 5月28日
- ・変更届出年月日 平成17年 4月14日
(平成15年4月1日 合併による住所変更並びに平成17年4月1日 住所の表示の変更
及び住所の変更 旧 静岡県清水市中河内4134番地)
- ・更新許可年月日 平成18年 5月28日
- ・変更許可年月日 平成21年 4月 7日
(腐酸(六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジクロロメタンを含むもの。)、腐アルカリ(シアン化合物を含むもの。)、腐油(揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの。)、汚泥(含水率85%以下のもので水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、ジクロロメタンを含むもの。))の追加)
- ・更新許可年月日 平成23年 5月28日
- ・変更許可年月日 平成23年11月18日
(腐酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むものに限る。)、腐アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むものに限る。)、汚泥(砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むものに限る。)、鉱さい(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むものに限る。)、ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むものに限る。)、腐PCB等、PCB汚染物の追加)
- ・更新許可年月日 平成28年 5月30日
- ・優良基準適合認定 平成28年 5月30日
(許可の有効年月日が平成33年 5月27日から平成35年 5月27日に延長)
- ・変更許可年月日 令和 4年 9月 9日
(腐油、腐酸、腐アルカリ、汚泥、ばいじん(以上、1,4-ジオキサンを含むものに限る。)、廃水銀等、廃石綿等の追加)
- ・更新許可年月日 令和 5年 5月29日
- ・優良基準適合認定 令和 5年 5月29日
(許可の有効年月日が令和10年 5月27日から令和12年 5月27日に延長)
- ・変更届出年月日 令和 5年 6月27日 (代表者の変更 旧 青木 千加士)

5 積替え許可の有無

無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和 5年 5月29日 更新許可)

産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
 氏 名 丸両自動車運送株式会社
 (法人にあっては、名称 代表取締役 青木 良介
 及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事 新田 八朗



許可の年月日 令和5年5月19日
 許可の有効年月日 令和8年9月7日

1. 事業の範囲

収集運搬 (積替え・保管を除く。)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、
 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋸さい、ばいじん

(これらのうち自動車等破砕物であるものを除き、石棉含有産業廃棄物であるものを除き、
 水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等であるものを含み、
 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(以上11種類)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

な し

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年9月8日	収集運搬	【新規許可】	許可番号	01601002267
平成23年10月14日	収集運搬	【変更許可】	許可番号	01601002267
平成26年9月26日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	01606002267
令和元年9月8日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	01601002267

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

- 1 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
- 2 この許可の効力は富山県の全区域に及ぶ。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
 氏 名 丸岡自動車運送株式会社
 (法人にあっては、名称 代表取締役 青木 良介
 及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事 新田 八朗



許可の年月日 令和元年9月8日
 許可の有効年月日 令和8年9月7日

1. 事業の範囲

収集運搬(積替え・保管を除く。)

- 燃 え 殻(特定有害産業廃棄物であるもの(※)に限る。)
- 汚 泥(特定有害産業廃棄物であるもの(※)に限る。)
- 廃 油(揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物であるもの(※)に限る。)
- 廃 酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物であるもの(※)に限る。)
- 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるもの(※)に限る。)
- 鉱 さ い(特定有害産業廃棄物であるもの(※)に限る。)
- ば い じん(特定有害産業廃棄物であるもの(※)に限る。)
- 廃PCB等、PCB汚染物
(以上9種類)

※ 特定有害産業廃棄物は、別表において○(積替え・保管を除く。)が記載されている有害物質を含むことにより有害なものに限る。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

な し

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年9月8日	収集運搬	【新規許可】	許可番号	01651002267
平成23年10月14日	収集運搬	【変更許可】	許可番号	01651002267
平成24年10月5日	収集運搬	【変更許可】	許可番号	01651002267
平成26年9月26日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	01656002267
平成27年9月7日	収集運搬	【変更許可】	許可番号	01656002267

(2枚中1枚目)

(記載事項の変更: 令和5年6月29日 再交付)

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

- 1 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
- 2 この許可の効力は富山県の全区域に及ぶ。

(別表) 特定有害産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類 有害物質の種類		I	II	III	IV	V	VI	VII
		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉛さい	ばいじん
a	水銀又はその化合物		○		○	○	○	○
b	水銀又はその化合物	○	○		○	○	○	○
c	鉛又はその化合物	○	○		○	○	○	○
d	有機燐化合物		○		○	○		
e	六価クロム化合物	○	○		○	○	○	○
f	砒素又はその化合物	○	○		○	○	○	○
g	シアン化合物		○		○	○		
h	トリ塩化ビフェニル		×		×	×		
i	トリクロロフルン		○	○	○	○		
j	テトラクロロフルン		○	○	○	○		
k	ジクロロメタン		○	○	○	○		
l	四塩化炭素		○	○	○	○		
m	1,2-ジクロロエタン		○	○	○	○		
n	1,1-ジクロロエタン		○	○	○	○		
o	1,1,2-ジクロロエタン		○	○	○	○		
p	1,1,1-トリクロロエタン		○	○	○	○		
q	1,1,2-トリクロロエタン		○	○	○	○		
r	1,3-ジクロロプロパン		○	○	○	○		
s	テウラム		○		○	○		
t	シマジン		○		○	○		
u	チオベンカルブ		○		○	○		
v	ベンゼン		○	○	○	○		
w	セレン又はその化合物	○	○		○	○	○	○
x	1,4-ジオキサン	×	○	○	○	○	×	×
y	ダイオキシン類	○	○		○	○		○

注) 表中の「○」は、該当する有害物質を含む特定有害産業廃棄物を取り扱える(積替え・保管を除く。)ことを示す。
表中の「×」は、該当する有害物質を含む特定有害産業廃棄物を取り扱えないことを示す。

(2枚中2枚目)

(記載事項の変更: 令和5年6月29日 再交付)



許可番号第 01701002267 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 馳

浩



許可の年月日 令和 5年11月14日

許可の有効年月日 令和12年11月13日

1. 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻^{*1}

汚泥^{*1}

廃油

廃酸^{*1}

廃アルカリ^{*1}

廃プラスチック類^{*2}

動植物性残さ

金属くず^{*2}

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず^{*2}

鋳さい^{*1}

ばいじん^{*1}

(*1:水銀含有ばいじん等であるものを除く。)

(*2:自動車等破砕物であるものを除く。)

これらのうち石棉含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く以上11種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成23年11月14日 新規 平成28年11月14日 更新(優良認定)
令和 5年11月14日 更新(優良認定)

5. 積替え許可の有無 無
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号第 01751002267 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

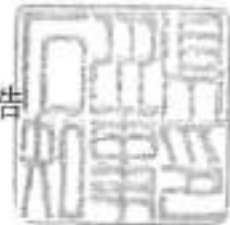
住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸岡自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 馳 浩



許可の年月日 令和 5年11月14日

許可の有効年月日 令和12年11月13日

1. 事業の範囲

積替え、保管を除く。

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃ポリ塩化ビフェニル等

ポリ塩化ビフェニル汚染物

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

【裏面に続く】

鉍さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし
3. 許可の条件
なし
4. 許可の更新又は変更の状況
平成23年11月14日 新規 平成28年12月21日 更新（優良認定）
令和5年11月14日 更新（優良認定）
5. 積替え許可の有無 無
市名 ー 許可番号 ー
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

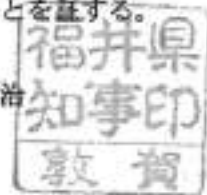
優良

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸両自動車運送株式会社 代表取締役 青木 良介
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治

許可の年月日
許可の有効年月日令和 3年12月 2日
令和10年12月 1日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、鉱さい、ばいじん 以上11種類

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。)

(自動車等破砕物を除く。)

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

(1) 平成 8年12月 2日 新規許可

(2) 平成13年12月 2日 更新許可

(3) 平成17年 5月25日 変更許可

・取り扱う産業廃棄物の種類に、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、ばいじんを追加

(4) 平成18年12月 2日 更新許可

(5) 平成23年12月 2日 更新許可

(6) 平成28年12月26日 更新許可

(7) 令和 2年 7月 8日 変更許可

・取り扱う産業廃棄物の種類に、燃え殻、動物性残さ、鉱さい、(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。)を追加

(8) 令和 3年12月 2日 更新許可・優良認定

(9) 令和 5年 8月 3日 再交付
・代表者の氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無
市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

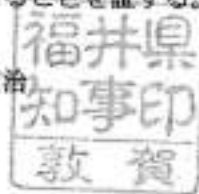
住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸両自動車運送株式会社 代表取締役 青木 良介
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 2年 5月25日
令和 9年 5月24日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類および軽油類のもの、またはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンもしくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサンもしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサンもしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃PCB等

PCB汚染物

廃水銀等

鉱さい（水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物または六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃石棉等

ばいじん（水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはその化合物、六価クロム化合物またはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃え殻（カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、六価クロム化合物、またはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサンまたはダイオキシン類を含むことのみ

により有害なものに限る。)以上11種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

(1) 平成17年 5月25日 新規許可

(2) 平成19年 2月20日 変更許可

・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に、廃酸(砒素またはその化合物を含むことのみにより有害なもの)を追加

(3) 平成22年 5月24日 変更許可

・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に、廃油(トリクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペンもしくはベンゼンを含むことのみにより有害なもの)、廃酸(水銀、カドミウム、鉛、セレンもしくはそれらの化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブもしくはベンゼンを含むことのみにより有害なもの)、廃アルカリ(水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブもしくはベンゼンを含むことのみにより有害なもの)、鉍さい(水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物もしくは六価クロム化合物を含むことのみにより有害なもの)、ばいじん(同)、汚泥(水銀、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブもしくはベンゼンを含むことのみにより有害なもの)、燃え殻(カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、六価クロム化合物を含むことのみにより有害なもの)を追加

(4) 平成22年 5月25日 更新許可

(5) 平成24年 9月12日 変更許可

・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃PCB等、PCB汚染物、ばいじん(ダイオキシン類を含むことのみにより有害なもの)、燃え殻(同)、汚泥(同)、廃酸(同)、廃アルカリ(同)を追加

(6) 平成25年10月 8日 変更許可

・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃油(1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なもの)、廃酸(同)、廃アルカリ(同)、汚泥(同)を追加

(7) 平成27年 5月25日 更新許可

(8) 令和 2年 5月25日 更新許可・優良認定

(9) 令和 2年 7月 8日 変更許可

・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に、廃水銀等、廃石棉等を追加

(10) 令和 5年 8月 3日 再交付

・代表者の氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無
市名 - 許可番号 -

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
 氏 名 丸岡自動車運送株式会社
 (法人にあっては代表者及び代表者の氏名) 代表取締役 青木 良介

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 長崎 幸太郎



許可の年月日 令和元年6月28日

許可の有効年月日 令和8年6月27日

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、鉱さい、ばいじん 以上14種類 ※ただし、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含み、石棉含有産業廃棄物を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成 6年 6月28日	新規許可
令和 元年 6月28日	許可の更新
令和 5年 6月28日	変更届(代表者の変更)

5 積替え許可の有無

有 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有 無

許可番号 01950002267号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸両自動車運送株式会社

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 青木 良介

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 長崎 幸太郎



許可の年月日 令和 5 年 9 月 26 日

許可の有効年月日 令和 12 年 9 月 25 日

1 事業の範囲

特別管理産業廃棄物の種類	・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。） ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。） ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。） ・特定有害産業廃棄物（廃PCB等、PCB汚染物、その他詳細は裏面のとおり。）
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成13年 9月26日	新規許可
令和 5年11月 6日	許可の更新

5 積替え許可の有無

有 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 無

含有する有害物質名	廃棄物の種類						
	紙さい	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
アルキル水銀化合物	○	○	—	○	—	○	○
水銀又はその化合物	○	○	—	○	—	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○
有機燐化合物	—	—	—	○	—	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	○	—	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○
シアン化合物	—	—	—	○	—	○	○
PCB	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
ジクロロメタン	—	—	—	○	○	○	○
四塩化炭素	—	—	—	○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン	—	—	—	○	○	○	○
チウラム	—	—	—	○	—	○	○
シマジン	—	—	—	○	—	○	○
チオベンカルブ	—	—	—	○	—	○	○
ベンゼン	—	—	—	○	—	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○
1, 4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—
ダイオキシン類	—	○	○	○	—	—	—

(注) 表中の「○」は取り扱うことができるものを、「—」は取り扱うことができないものを示す。



許可番号 2009002267

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
氏名 丸岡自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿部 守一



許可の年月日 平成31年3月3日

許可の有効年月日 令和8年3月2日

1 事業の範囲

取扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く。)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	自動車等 破砕物
燃え殻	-	-	-	○	-
汚泥（無機性汚泥及び含水率85%以下の有機性汚泥に限る。）	-	-	○	○	-
廃油	-	-	-	-	-
廃酸	-	-	-	○	-
廃アルカリ	-	-	-	○	-
廃プラスチック類	-	○	○	-	-
動植物性残さ	-	-	-	-	-
金属くず	-	-	○	-	-
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-	○	○	-	-
ばいじん	-	-	-	○	-

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
・平成6年3月3日 新規許可
・平成31年3月3日 更新許可
・令和3年3月16日 変更許可

廃プラスチック類及びガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずに「石綿含有産業廃棄物を含む。」を追加
種類の追加 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）

(第2面に続く。)

・ 令和6年1月9日 変更許可 種類の追加 ぬさい（水銀含有ばいじん等を含む。）

- 5 県内の政令市における積替え許可の有無 有 ・ 無
市名 該当なし 許可番号 該当なし
- 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
氏 名 丸岡自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿部 守一



許可の年月日 平成31年3月19日

許可の有効年月日 令和8年3月18日

1 事業の範囲

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類	(特定有害産業廃棄物の種類については別表参照)	積替 保管
	(特記事項)	
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-
廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-
廃PCB等	-	-
PCB汚染物	-	-
廃水銀等	-	-
廃石棉等	-	-
鉱さい（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-
ばいじん（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-
燃え殻（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-
汚泥（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
・平成21年3月19日 新規許可
・平成31年3月19日 更新許可

(第2面に続く。)

- | | | | | |
|---|---|---|---|------------------------------------|
| 5 | 県内の政令市における積替え許可の有無
市名 該当なし 許可番号 該当なし | 有 | ・ | <input checked="" type="radio"/> 無 |
| 6 | 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 | 有 | ・ | <input checked="" type="radio"/> 無 |



別表

有害物質	特定有害産業廃棄物の種類						
	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○	-	-	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	-	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	-	○	○	○
有機燐化合物	-	-	-	-	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	-	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	-	○	○	○
シアン化合物	-	-	-	-	○	○	○
PCB	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○
ジクロロメタン	-	-	-	○	○	○	○
四塩化炭素	-	-	-	○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	-	-	-	○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	-	-	-	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	-	-	-	○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン	-	-	-	○	○	○	○
チウラム	-	-	-	-	○	○	○
シマジン	-	-	-	-	○	○	○
チオベンカルブ	-	-	-	-	○	○	○
ベンゼン	-	-	-	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	-	○	○	○
1, 4-ジオキサン	-	○	-	○	○	○	○
ダイオキシン類	-	○	○	-	○	○	○

表中の「○」は取扱うことができるもの、
「-」は取扱うことができないものを示す。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸岡自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 令和 4年10月12日

許可の有効年月日 令和11年10月11日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

上記5品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉱さい、ばいじん

以上 11種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成17年10月12日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

平成19年 8月16日 産業廃棄物収集運搬業許可（変更）

平成22年10月12日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成27年10月12日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）

令和 4年10月12日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）

令和 5年 7月11日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

5 積替え許可の有無 有 ・

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 令和 5年 5月19日
許可の有効年月日 令和12年 5月18日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃PCB等、特定有害PCB汚染物、特定有害銻さい（六価クロム、アルキル水銀、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害ばいじん（六価クロム、ダイオキシン類、アルキル水銀、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害燃え殻（六価クロム、ダイオキシン類、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの）、特定有害汚泥（有機リン、六価クロム、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類、アルキル水銀、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害廃酸（有機リン、六価クロム、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類、アルキル水銀、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害廃アルカリ（有機リン、六価クロム、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類、アルキル水銀、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）

以上 12種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は

許可番号 02150002267

保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成18年 5月19日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(新規)

平成23年 5月19日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(更新)

平成25年10月10日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(変更)

平成28年 5月19日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(更新)(優良認定)

令和 5年 5月19日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(更新)(優良認定)

令和 5年 7月11日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届(書換)

5 積替え許可の有無

有 ・

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
 氏 名 丸西自動車運送 株式会社
 代表取締役 吉木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許可の年月日 令和4年7月5日

許可の有効年月日 令和11年7月4日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬(積替え及び保管行為を除く)
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有廃棄物を含む。)、燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鋸さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

以上 15品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成2年	9月7日	新規許可
平成7年	7月5日	更新許可
平成12年	7月5日	更新許可
平成17年	7月5日	更新許可
平成22年	7月21日	更新許可
平成27年	8月12日	更新許可
令和4年	7月6日	更新許可
令和5年	5月31日	代表者変更

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸岡自動車運送 株式会社

代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許 可 の 年 月 日 平成31年 1月14日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8年 1月13日

1. 事業の範囲

事業の区分
特別管理産業廃棄物の種類

収集運搬 (積替え及び保管行為を除く)
引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害鉱さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、特定有害廃石棉等、特定有害ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、特定有害燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、特定有害廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。)、特定有害汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、特定有害廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイ

オキシン類を含むものに限る。)、特定有害廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、特定有害廃水銀等、特定有害廃PCB等、特定有害PCB汚染物

以上 111品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上取及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6年	1月14日	新規許可
平成11年	1月14日	更新許可
平成16年	1月14日	更新許可
平成21年	2月25日	更新許可
平成26年	1月16日	更新許可
平成31年	1月14日	更新許可
令和 4年	8月30日	変更許可
令和 5年	5月31日	代表者変更

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 062 2 1 002267

産業廃棄物処分量許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸両自動車運送株式会社

代表取締役 青木 良介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

静岡市長 難波 喬 市



許可の年月日 令和6年9月13日

許可の有効年月日 令和11年9月12日

1. 事業の範囲
事業の区分

中間処分-破砕(廃油(素子に限る。)、廃プラスチック類(素子及びFRPに限る。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(素子に限る。)、がれき類)

破砕・分離(廃プラスチック類(太陽光パネルに限る。)、金属くず(太陽光パネルに限る。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(太陽光パネルに限る。))

産業廃棄物の種類

廃油(素子に限る。)、廃プラスチック類(素子、FRP及び太陽光パネルに限る。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(素子及び太陽光パネルに限る。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(太陽光パネルに限る。)、がれき類

2. 事業の用に供するすべての施設
別に記載のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

事業の用に供するすべての施設

- (1) 種類 破砕施設
施設場所 静岡市清水区大原1446番1
設置年月日 令和6年 9月13日
処理能力 廃油(素子に限る。) 2.24t/日(8時間)
廃プラスチック類(素子に限る。) 2.24t/日(8時間)
廃プラスチック類(FRPに限る。) 2.24t/日(8時間)
紙くず 2.02t/日(8時間)
木くず 2.53t/日(8時間)
繊維くず 1.02t/日(8時間)
金属くず(素子に限る。) 3.00t/日(8時間)
がれき類 3.35t/日(8時間)
許可年月日 -
許可番号 -
- (2) 種類 破砕・分離施設
施設場所 静岡市清水区大原1446番1
設置年月日 令和6年 9月13日
処理能力 金属くず(太陽光パネルに限る。) 8.96t/日(8時間)
許可年月日 -
許可番号 -
- (3) 種類 破砕・分離施設
施設場所 静岡市清水区大原1446番1
設置年月日 令和6年 9月13日
処理能力 廃プラスチック類(太陽光パネルに限る。) 1.03t/日(8時間)
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(太陽光パネルに限る。) 3.10t/日(8時間)
許可年月日 -
許可番号 -

許可番号第 02300002267 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸両自動車運送 株式会社
代表取締役 青木 良介 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章

許可の年月日 令和 6 (2024) 年 3月19日

許可の有効年月日 令和 9 (2027) 年 7月 3日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉍さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を含む。）

以上 15品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 2年 7月 4日 新規許可

平成 7年 7月 3日 更新許可

平成12年 7月 4日 更新許可
平成17年 7月 4日 更新許可
平成22年 7月 4日 更新許可
平成27年 8月14日 更新許可
令和 2年 7月 4日 更新許可 (優良認定)
令和 6年 3月19日 変更許可

5 積替え許可の有無

有 ・

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・

許可番号第 02350002267 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸岡自動車運送 株式会社
代表取締役 青木 良介 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章

許可の年月日 平成30(2018)年 7月17日
許可の有効年月日 令和 7(2025)年 7月 8日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃PCB等、特定有害PCB汚染物、特定有害鉱さい(水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの)、特定有害廃石棉等、特定有害ダスト類(水銀、1, 4-ジオキサン、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの)、特定有害燃え殻(カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの)、特定有害廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの)、特定有害汚泥(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)、特定有害廃酸(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)、特定有害廃アルカリ(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロ

許可番号第 02350002267 号

エチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)

以上 110品目

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

- 3 許可の条件

なし

- 4 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月 9日 新規許可

平成10年 7月 9日 更新許可

平成15年 7月 9日 更新許可

平成20年 7月15日 更新許可

平成25年 7月 9日 更新許可

平成30年 7月17日 更新許可 (優良認定)

令和 5年 7月25日 書換

- 5 積替え許可の有無

有 ・

- 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 静岡市清水区横砂西町10番6号
 氏名 丸両自動車運送株式会社
 代表取締役 青木 良介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 4年 6月23日
 許可の有効年月日 令和 7年 1月13日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、
 ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、
 廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、紙くず、
 木くず、繊維くず、動植物性残さ、銻さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、
 がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

以上15種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 1月14日	新規許可	平成25年 1月14日	更新許可
平成16年 7月 5日	変更許可	平成30年 2月 1日	更新許可及び優良認定
平成20年 1月15日	更新許可	令和 5年 6月28日	代表者の変更届による書換
平成25年 1月11日	変更許可		

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第10条の9第2項の規定による許可証の提出の有無 有

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 静岡市清水区横砂西町10番6号
 氏名 丸岡自動車運送株式会社
 代表取締役 青木 良介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 4年 6月23日

許可の有効年月日 令和 8年 7月 4日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害燃え殻(水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、特定有害汚泥(水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロルフェン、テトラクロルフェン、ジクロルメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロルエタン、1,1-ジクロルエタン、シス-1,2-ジクロルエタン、1,1,1-トリクロルエタン、1,1,2-トリクロルエタン、1,3-ジクロロプロペン、チクロム、シクロン、ヘキサクロルベンゼン、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジクロルベンゼン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、特定有害廃油(トリクロルフェン、テトラクロルフェン、ジクロルメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロルエタン、1,1-ジクロルエタン、シス-1,2-ジクロルエタン、1,1,1-トリクロルエタン、1,1,2-トリクロルエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジクロルベンゼンを含むものに限る。)、引火性廃油、特定有害酸(水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロルフェン、テトラクロルフェン、ジクロルメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロルエタン、1,1-ジクロルエタン、シス-1,2-ジクロルエタン、1,1,1-トリクロルエタン、1,1,2-トリクロルエタン、1,3-ジクロロプロペン、チクロム、シクロン、ヘキサクロルベンゼン、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジクロルベンゼン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、腐食性廃酸、特定有害廃アルカリ(水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロルフェン、テトラクロルフェン、ジクロルメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロルエタン、1,1-ジクロルエタン、シス-1,2-ジクロルエタン、1,1,1-トリクロルエタン、1,1,2-トリクロルエタン、1,3-ジクロロプロペン、チクロム、シクロン、ヘキサクロルベンゼン、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジクロルベンゼン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、腐食性廃アルカリ、特定有害鉱さい(水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、特定有害ばいじん(水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジクロルベンゼン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、廃水銀等、特定有害炭石綿等以上111種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年 7月 5日	新規許可	平成25年 6月 1日	変更許可
平成18年 4月20日	変更許可	平成26年10月 2日	更新許可
平成21年 7月 5日	更新許可	令和元年 8月19日	更新許可及び優良認定
平成22年10月13日	変更許可	令和 5年 6月28日	代表者の変更届による書換
平成22年12月 6日	変更許可		

5. 積替え許可の有無 無

市名

許可番号

6. 規則第10条の22第2項の規定による許可証の提出の有無

有

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸西自動車運送株式会社
代表取締役 青木良介

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

監査長 三日月大造

許可の年 月 日 令和 2 年 6 月 7 日

許可の有効年月日 令和 9 年 6 月 6 日

1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業

産業廃棄物の種類

燃え殻/汚泥/廃油（タールピッチ類を除く。）/廃酸/廃アルカリ/廃プラスチック類/動植物性残さ/金属くず/ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず/鉱さい/ばいじん
（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）（以上 11項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 17 年 6 月 7 日 新規許可
平成 27 年 6 月 7 日 更新許可
令和 2 年 6 月 7 日 更新許可（優良認定）
令和 5 年 6 月 28 日 氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無
市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸西自動車運送株式会社
代表取締役 青木良介

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 元年 10 月 3 日

許可の有効年月日 令和 8 年 9 月 24 日

1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業

特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含むものに限る。）／汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロレン、テトラクロレン、ジブチル炭素、1,2-ジブチル炭素、1,1-ジブチル炭素、ジス-1,2-ジブチル炭素、1,1,1-トリブチル炭素、1,1,2-トリブチル炭素、1,3-ジブチル炭素、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジブチル炭素を含むものに限る。）／廃油（引火性廃油及びトリクロレン、テトラクロレン、ジブチル炭素、四塩化炭素、1,2-ジブチル炭素、1,1-ジブチル炭素、ジス-1,2-ジブチル炭素、1,1,1-トリブチル炭素、1,1,2-トリブチル炭素、1,3-ジブチル炭素、ベンゼン、1,4-ジブチル炭素を含むものに限る。）／廃酸（pH2.0以下のもの及び水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロレン、テトラクロレン、ジブチル炭素、四塩化炭素、1,2-ジブチル炭素、1,1-ジブチル炭素、ジス-1,2-ジブチル炭素、1,1,1-トリブチル炭素、1,1,2-トリブチル炭素、1,3-ジブチル炭素、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジブチル炭素を含むものに限る。）／廃アルカリ（pH12.5以上のもの及び水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロレン、テトラクロレン、ジブチル炭素、1,2-ジブチル炭素、1,1-ジブチル炭素、ジス-1,2-ジブチル炭素、1,1,1-トリブチル炭素、1,1,2-トリブチル炭素、1,3-ジブチル炭素、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジブチル炭素を含むものに限る。）／紙さい（水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含むものに限る。）／ばいじん（水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含むものに限る。）／廃石綿等／廃ポリ塩化ビフェニル等／ポリ塩化ビフェニル汚染物／廃水銀等

(以上 11項目)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 21 年 9 月 25 日 新規許可
 平成 26 年 9 月 25 日 更新許可
 平成 29 年 12 月 15 日 変更許可 (2項目、1物質の追加)
 令和 元年 9 月 25 日 更新許可 (優良認定)
 令和 5 年 6 月 28 日 氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無
市名 - 許可番号 -

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無



様式第七号の二（第十条の二関係）

許可番号 02601002267

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日 令和6年9月27日

許可の有効年月日 令和7年9月9日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- | | |
|-----------|------------------------|
| ①燃え殻 | ⑨繊維くず |
| ②汚泥 | ⑩動植物性残さ |
| ③廃油 | ⑪金属くず |
| ④廃酸 | ⑫ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| ⑤廃アルカリ | ⑬鉱さい |
| ⑥廃プラスチック類 | ⑭がれき類 |
| ⑦紙くず | ⑮ばいじん |
| ⑧木くず | |

以上15種類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成25年9月10日：当初許可
平成30年9月10日：更新許可（優良基準適合）
令和3年1月19日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：①③④⑮、
事業の範囲の変更：石棉含有産業廃棄物の追加）
令和6年9月27日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：⑦⑧⑨）

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無



許可番号 02651002267

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸岡自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊

許可の年月日 平成30年9月10日

許可の有効年月日 令和7年9月9日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、銀又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
 - ②汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、銀又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
 - ③廃油 (揮発油類、潤滑油及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロプロパン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ④廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、銀又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
 - ⑤廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、銀又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
 - ⑥ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、銀又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
 - ⑦廃PCB等
 - ⑧PCB汚染物
 - ⑨廃水銀等
 - ⑩廃石棉等
- 以上10種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上段及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成25年9月10日：当初許可
- 平成30年8月17日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：①②③④⑤、③④⑤の限定の変更）
- 平成30年9月10日：更新許可（優良基準適合）
- 令和5年7月31日：代表者の変更に伴う許可証の書換え

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸向自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真



許可の年月日 平成30年10月 3日

許可の有効年月日 令和 7年10月 2日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を含む）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、動植物性残渣、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く）
※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成25年10月 3日	新規許可、
平成30年10月 3日	更新許可、
平成30年11月15日	優良基準適合、
令和 5年 6月28日	変更届(代表者)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸岡自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真



許可の年月日 平成30年10月 3日

許可の有効年月日 令和 7年10月 2日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、廃ポリ塩化ビフェニル等、
ポリ塩化ビフェニル汚染物 以上9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成25年10月 3日	新規許可、
平成30年10月 3日	更新許可、
平成30年11月15日	優良基準適合、
令和 5年 6月28日	変更届(代表者)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 第02700002267号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸岡自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和元年9月24日

許可の有効年月日 令和8年9月23日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 燃え殻
- 2 汚泥
- 3 廃油
- 4 廃酸
- 5 廃アルカリ
- 6 廃プラスチック類
- 7 動植物性残さ
- 8 金属くず
- 9 ガラスくず
- 10 紙さい
- 11 がれき類
- 12 ばいじん

石棉含有産業廃棄物を含む

水銀使用製品産業廃棄物を含む 水銀含有ばいじん等を除く

以上12種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成21年9月24日 当初許可

令和3年12月14日 変更許可

令和元年9月10日 更新許可

令和5年7月5日 書換交付

令和元年9月10日 優良認定

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

許可番号 第02750002267号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡市清水区横砂西町10番6号
氏 名 丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和元年9月24日

許可の有効年月日 令和8年9月23日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

- 1 燃え殻
 - 2 汚泥
 - 3 廃油
 - 4 廃酸
 - 5 廃アルカリ
 - 6 鉱さい
 - 7 ばいじん
 - 8 廃石棉等
 - 9 廃PCB等
 - 10 PCB汚染物
 - 11 廃水銀等
- 以上11種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成21年9月24日	当初許可	令和5年7月5日	書換交付
令和元年9月10日	更新許可		
令和元年9月10日	優良認定		

4. 府内の政令市による積替え許可の有無

無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

以下余白

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

名称 丸両自動車運送株式会社

代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 岸本周平

許可の年月日 令和2年5月17日

許可の有効年月日 令和9年5月16日



1. 事業の範囲

取扱産業廃棄物の種類

- | | |
|----------|-------------|
| 1) 汚泥 | 5) 廃プラスチック類 |
| 2) 廃油 | 6) 動植物性残さ |
| 3) 廃酸 | 7) 金属くず |
| 4) 廃アルカリ | 8) ガラスくず |

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

取扱産業廃棄物のうち、水銀含有ばいじん等が含まれるもの

1) 3) 4)

取扱産業廃棄物のうち、石棉含有産業廃棄物が含まれるもの

なし

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年 5月17日 新規許可

平成27年 5月17日 更新許可

令和2年 5月17日 更新許可・優良認定

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番8号

名称 丸岡自動車運送株式会社

代表取締役 青木 良介

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 岸本周平

許可の年月日 令和2年5月17日

許可の有効年月日 令和9年5月16日

1. 事業の範囲

取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1) 廃油（揮発油類、灯油類若しくは軽油類又はトリクロロフルン、テトラクロロフルン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 2) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロロフルン、テトラクロロフルン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオム、シヤン、ベンゼン若しくはケイ酸の種類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 3) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロロフルン、テトラクロロフルン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオム、シヤン、ベンゼン若しくはケイ酸の種類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 4) 廃PCB等
- 5) PCB汚染物
- 6) 廃石棉等
- 7) 燃え殻（鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はケイ酸の種類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 8) 汚泥（水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロロフルン、テトラクロロフルン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオム、シヤン、チオベンゾール、ベンゼン又はケイ酸の種類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 9) 鉱さい（水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 10) ばいじん（水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はケイ酸の種類を含むことのみにより有害なものに限る。）

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設
なし3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年	5月17日	新規許可	平成25年	4月26日	変更許可
平成27年	5月17日	更新・変更許可	令和2年	5月17日	更新許可・優良認定

5. 積替え許可の有無(和歌山市区域) 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号 第 02804002267 号

産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸岡自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦

許可の年月日 令和5年4月13日

許可の有効年月日 令和12年4月12日



1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

1. 燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)
2. 汚泥(水銀含有ばいじん等及び石棉含有産業廃棄物を含む。)
3. 廃油
4. 廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)
5. 廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)
6. 廃プラスチック類(石棉含有産業廃棄物を含む。)
7. 紙くず
8. 木くず
9. 繊維くず
10. 動植物性残さ
11. 金属くず
12. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石棉含有産業廃棄物を含む。)
13. がれき類(石棉含有産業廃棄物を含む。)
14. ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

以上14種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成23年4月13日 新規許可

平成28年4月13日 更新許可

平成31年2月12日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)

令和5年4月13日 更新許可

令和6年9月18日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の9第2項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号 第 02854002267 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦

許可の年月日 令和5年4月13日

許可の有効年月日 令和12年4月12日



1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)
取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻
- 汚泥
- 廃油
- 廃酸
- 廃アルカリ
- ばいじん
- 廃石綿等
- 廃水銀等
- 廃ポリ塩化ビフェニル等
- ポリ塩化ビフェニル汚染物

以上10種類

2. 許可の条件

当該特別管理産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成23年4月13日 新規許可
平成25年4月25日 変更許可(取扱特別管理産業廃棄物の追加)
平成27年6月1日 変更許可(取扱特別管理産業廃棄物の追加)
平成28年4月13日 更新許可
平成29年10月16日 変更許可(取扱特別管理産業廃棄物の追加)
令和5年4月13日 更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

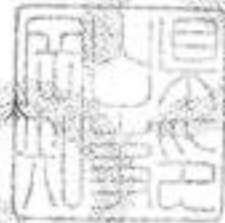
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
名称 丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原本 隆太



許可の年月日 令和2年5月26日

許可の有効年月日 令和9年5月25日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 10種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成17年5月26日 新規許可
令和2年5月26日 更新許可
令和5年6月28日 変更届（代表者の変更等）

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
無

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	
	取扱う品目	限定がある場合 その内容	積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
			取扱う品目	限定がある場合 その内容
1	燃え殻	○	-	
2	汚泥	○	-	
3	廃油	○	-	
4	廃酸	○	-	
5	廃アルカリ	○	-	
6	廃プラスチック類	○	-	
	自動車等破砕物	○	-	
7	紙くず	-	-	
8	木くず	-	-	
9	繊維くず	-	-	
10	動物性残さ	○	-	
11	動物系固形不要物	-	-	
12	ゴムくず	-	-	
13	金属くず	○	-	
	自動車等破砕物	○	-	
14	ガラスくず等	○	-	
	自動車等破砕物	○	-	
15	鉱さい	-	-	
16	がれき類	-	-	
17	動物のふん尿	-	-	
18	動物の死体	-	-	
19	ばいじん	○	-	
20	産業廃棄物処理物	-	-	
21	輸入廃棄物	-	-	

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石棉含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含まない	-
水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	-
水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか	含む	

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。
 ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くずのこと。
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
名称 丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和2年5月26日

許可の有効年月日 令和9年5月25日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 11種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成17年5月26日 新規許可
令和2年5月26日 更新許可
令和5年6月28日 変更届 (代表者の変更等)

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第10条の12第2項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
無

許可番号 第03460002267号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
氏名 丸両自動車運送 株式会社
代表取締役 青木 良介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 令和5年7月20日

許可の有効年月日 令和12年7月19日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、鉱さい及びばいじん（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、廃石膏ボード、石棉含有産業廃棄物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年7月23日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無

市名 — 許可番号 —

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第03450002267号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
氏名 丸岡自動車運送 株式会社
代表取締役 青木 良介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎英彦



許可の年月日 令和5年7月20日
許可の有効年月日 令和12年7月19日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

特別管理産業廃棄物の種類

- ・ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン及び1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃PCB等
- ・ PCB汚染物
- ・ 廃水銀等
- ・ 廃石棉等
- ・ 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。） 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年7月23日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

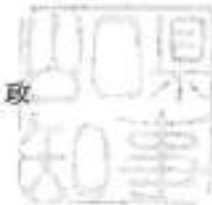
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
氏 名 丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 平成 30 年 3 月 27 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 7 年 2 月 27 日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残渣、鉱さい、ばいじん(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上11種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 3月27日 更新許可
令和 5年 6月29日 変更届 (変更事項:代表者(変更前:青木千加土))

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無



許可番号 第03550002267号

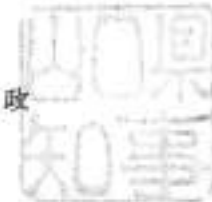
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
氏名 丸岡自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 副政



許可の年月日 平成30年 3月27日

許可の有効年月日 令和 7年 2月27日

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類
裏面のとおり

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 3月27日 更新許可
令和 5年 6月29日 変更届 (変更事項: 代表者 (変更前: 青木千加士))

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ナフタレン、シマジン、チオベンザミド、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ナフタレン、シマジン、チオベンザミド、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ナフタレン、シマジン、チオベンザミド、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 鉱さい (水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃石棉等
- 廃PCB等
- PCB汚染物
- 以上10種類

許可番号 03200002267

産業廃棄物収集運搬業許可証

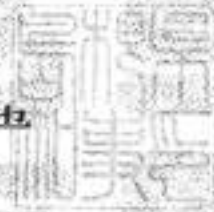
住所 静岡市清水区横砂西町10番6号

名称 丸岡自動車運送株式会社

代表取締役 青木 良介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 令和3年1月12日

許可の有効年月日 令和8年1月11日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等、ばいじん 以上10品目、石棉含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 令和3年1月12日新規許可
- (2) 代表者の変更により令和5年7月3日書換え交付

5. 積替え許可の有無 有・無

松江市の区域に係る積替え許可無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

許可番号 03101002267

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
氏名 丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 平成30年9月6日
許可の有効年月日 令和7年9月5日

1. 事業の範囲
別紙のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成30年10月2日 更新許可(先行許可証の提出:無)
令和4年5月12日 変更届(石棉含有産業廃棄物の有無の変更)
令和4年6月16日 変更許可(品目の追加(紙くず、木くず、繊維くず、がれき類))
令和5年6月29日 変更届(代表者の変更)

5. 積替え許可の有無
鳥取市 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	燃え殻	—
(2)	汚泥	—
(3)	廃油	—
(4)	廃酸	—
(5)	廃アルカリ	—
(6)	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）	—
(7)	紙くず	—
(8)	木くず	—
(9)	繊維くず	—
(10)	動植物性残さ	—
(11)	金属くず（自動車等破砕物を除く。）	—
(12)	ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）	—
(13)	がれき類	—
(14)	ばいじん	—

・以上14品目、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
 ・(6)、(12)及び(13)にあつては石棉含有産業廃棄物であるものを含む。
 ・(2)、(6)、(11)及び(12)にあつては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。
 ・(1)、(2)、(4)、(5)及び(14)にあつては水銀含有ばいじん等であるものを含む。

(備考)

- ・「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

許可番号 03151002267

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
氏 名 丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治

許可の年月日 平成30年9月6日
許可の有効年月日 令和7年9月5日



1. 事業の範囲
別紙のとおり
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし
3. 許可の条件
なし
4. 許可の更新又は変更の状況
平成30年10月2日 更新許可（先行許可証の提出：無）
令和5年6月29日 変更届（代表者の変更）
令和5年8月28日 変更許可（品目の追加（廃水銀等、廃石綿等））
5. 積替え許可の有無
鳥取市 有 ・ 無
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
 氏 名 丸両自動車運送株式会社
 代表取締役 青木 良介

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。
 第14条の5第1項

静岡県知事 後藤田 正純

許可の年月日 令和5年3月18日

許可の有効年月日 令和12年3月17日

1. 事業の範囲

裏面記載のとおり

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年3月18日 新規許可
 平成28年1月21日 変更許可 (原形施設でフェニル系、オゾン発生装置の廃棄物の処理)
 平成28年3月18日 更新許可
 令和5年3月18日 更新許可
 令和5年6月28日 変更届出 (店舗の移転)

~~5. 積替えの有無~~

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無

1. 事業の範囲

(1) 代替え

なし

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機錳化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・1-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの、又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・1-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度数値10以下のもの、又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機錳化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・1-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度数値10以上のもの、又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機錳化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・1-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

鉱さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)

ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

廃ポリ塩化ビフェニル等

ポリ塩化ビフェニル汚染物

(以上9種類)

以下余白

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の5第1項

徳島県知事 後藤田 正純

許可の年月日 令和5年3月18日

許可の有効年月日 令和12年3月17日

1. 事業の範囲

裏面記載のとおり

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年3月18日 新規許可
平成28年1月21日 変更許可 (袋入り乾式フェニル系、袋入り乾式フェニル系粉体の処理)
平成28年3月18日 更新許可
令和5年3月18日 更新許可
令和5年6月28日 変更届出 (代表者の変更)

~~5. 積替えの有無~~

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・

1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1-1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1-1-1-トリクロロエタン、1-1-2-トリクロロエタン、1-3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの、又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1-1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1-1-1-トリクロロエタン、1-1-2-トリクロロエタン、1-3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度割合0.0以下のもの、又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1-1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1-1-1-トリクロロエタン、1-1-2-トリクロロエタン、1-3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度割合0.5以上のもの、又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1-1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1-1-1-トリクロロエタン、1-1-2-トリクロロエタン、1-3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

鉱さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)

ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

廃ポリ塩化ビフェニル等

ポリ塩化ビフェニル汚染物

(以上9種類)

以下余白



許可番号03700002267

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
 氏 名 丸河自動車運送 株式会社
 代表取締役 青木 良介
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 池田 豊 人



許可の年月日

平成30年8月20日

許可の有効年月日

令和7年8月19日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無：積替え又は保管を含まず。

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦金属くず⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑨紙くず⑩ばいじん（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破砕物	含む。
石棉含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余 白

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年8月20日（当初許可）

平成25年9月30日（更新許可）

平成30年8月20日（更新許可）

令和5年7月4日（法人代表者の変更による書換交付）

5. 積替え許可の有無 存・無

市名 余 白 許可番号 余 白

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以 下 余 白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



許可番号 03750002267

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
氏 名 丸両自動車運送 株式会社
代表取締役 青木 良介
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の5第1項~~ ^{第14条の4第1項} の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 池田 豊 人



許可の年月日 平成30年 8 月 20 日

許可の有効年月日 令和 7 年 8 月 19 日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無: 積替え又は保管を含まず。

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

裏面記載のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余 白

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 8 月 20 日 (当初許可)

平成25年 8 月 19 日 (変更許可)

平成25年 9 月 30 日 (更新許可)

平成30年 8 月 20 日 (更新許可)

令和 5 年 7 月 4 日 (法人代表者の変更による書換交付)

5. 積替え許可の有無 存・無

市名 余 白 許可番号 余 白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下 余 白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

1. 事業の範囲

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

- 廃油 ①揮発油類、灯油類及び軽油類。
②次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエタン、1,1-ジクロエチレン、シス-1,2-ジクロエチレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロロベンゼン、ベンゼン、1,4-ジメチルベンゼン)
- 廃酸 ①水素イオン濃度指数2.0以下のもの。
②次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、ホウ素又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエタン、1,1-ジクロエチレン、シス-1,2-ジクロエチレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロロベンゼン、チオホルム、シメチン、チオベンザル、ベンゼン、セレン又はその化合物、ゲイキソシチン類、1,4-ジメチルベンゼン)
- 廃アルカリ ①水素イオン濃度指数12.5以上のもの。
②次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、ホウ素又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエタン、1,1-ジクロエチレン、シス-1,2-ジクロエチレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロロベンゼン、チオホルム、シメチン、チオベンザル、ベンゼン、セレン又はその化合物、ゲイキソシチン類、1,4-ジメチルベンゼン)
- 廃ポリ塩化ビフェニル等
廃ポリ塩化ビフェニル汚染物
- 紙さい 次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、ホウ素又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)
- ばいじん 次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、ホウ素又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ゲイキソシチン類)
- 燃え殻 次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(ホウ素又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ゲイキソシチン類)
- 汚泥 次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、ホウ素又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエタン、1,1-ジクロエチレン、シス-1,2-ジクロエチレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロロベンゼン、チオホルム、シメチン、チオベンザル、ベンゼン、セレン又はその化合物、ゲイキソシチン類、1,4-ジメチルベンゼン) 以上

以 下 余 白

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
氏 名 丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介

優
良

第14条第1項の許可を受けた者である
第14条の2第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 廣瀬 浩英



許可の年月日
許可の有効年月日

平成30年11月 6日
令和 7年 9月23日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、動植物性残さ、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、**「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)**及び**陶磁器くず**(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)
以上10種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 9月24日(当初許可)

平成25年11月14日(更新許可)

平成30年11月 6日(優良認定)

平成30年11月 6日(更新許可)

令和 5年 5月31日(代表者変更(旧:青木 千加士))

(裏面に続く)

(裏 面)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
氏名 丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介



第14条の4第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた者である
~~第14条の6第1項~~
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 廣瀬 浩美



許可の年月日
許可の有効年月日

平成30年11月6日
令和7年9月23日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含まず。)

(特別管理産業廃棄物の種類)

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

(裏面に続く)

(裏面)

鉛さい(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

特定有害廃PCB等、特定有害PCB汚染物

以上9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件
該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 9月24日(当初許可)

平成23年 7月26日(変更許可)

炭酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、アトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、炭酸アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、汚泥(水銀又はその化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、鉛さい(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)、ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、特定有害廃PCB等、特定有害PCB汚染物

平成25年11月14日(更新許可)

平成30年11月 6日(優良認定)

平成30年11月 6日(更新許可)

令和 5年 5月31日(代表者変更(旧:青木 千加士))

5. 松山市の区域における積替え保管の有無 有・

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・



様式第七号(第十条の二関係)

許可番号 03900002267

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸岡自動車運送株式会社

代表取締役 青木 良介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事 濱田 省司



許可の年月日 令和3年1月6日
許可の有効年月日 令和8年1月5日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬(積替え又は保管を除く。)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*1を含む。)、動植物性残さ、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1を含む。)、ばいじん
以下余白

※取り扱う産業廃棄物の種類

*1: 石棉含有産業廃棄物、*2: 水銀使用製品産業廃棄物、*3: 水銀含有ばいじん等については、
(…を含む。)の記載のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行
う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和5年6月27日 変更届出(代表者の変更)

5. 高知市内の積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白



様式第十三号(第十条の十四関係)

許可番号 03950002267

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸両自動車運送株式会社

代表取締役 青木 良介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事 濱田 省司



許可の年月日 令和3年1月6日
許可の有効年月日 令和8年1月5日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬(積替え又は保管を除く。)

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類又は裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、廃水銀等、汚泥(裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、廃石棉等、ばいじん(裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、燃え殻(裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。) 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和5年6月27日 変更届出(代表者の変更)

5. 高知市内の積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

<裏面>

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類（特定有害産業廃棄物を含むもの）

	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	ばいじん	燃え殻
水銀又はその化合物		○	○	○	○	
カドミウム又はその化合物		○	○	○	○	○
鉛又はその化合物		○	○	○	○	○
有機燐化合物		○	○	○		
六価クロム化合物		○	○	○	○	○
砒素又はその化合物		○	○	○	○	○
シアン化合物		○	○	○		
ポリ塩化ビフェニル		—	—	—		
トリクロロエチレン	○	○	○	○		
テトラクロロエチレン	○	○	○	○		
ジクロロメタン	○	○	○	○		
四塩化炭素	○	○	○	○		
1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○		
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○		
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○		
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○		
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○		
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	○		
チウラム		○	○	○		
シマジン		○	○	○		
チオベンカルブ		○	○	○		
ベンゼン	○	○	○	○		
セレン又はその化合物		○	○	○	○	○
1,4-ジオキサン	○	○	○	○	—	
ダイオキシン類		○	○	○	○	○

※ 「○」を付したものが取り扱うことができるものを、「—」を付したものが取り扱うことができないものを指す。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸岡自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎

許可の年月日 令和 2年 1月 31日

許可の有効年月日 令和 9年 1月 30日

1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。)

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については、自動車等破砕物を除く。)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、銻さい、ばいじん(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等を含む。)

以上11品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年 1月31日 更新許可

平成23年 7月26日 変更許可により取扱品目(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等)の限定解除及び取扱品目(銻さい)の追加

平成27年 1月31日 更新許可

令和 元年11月20日 変更届出により取扱品目(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等)の明記

令和 2年 1月31日 更新許可

令和 5年 6月29日 変更届出により代表者の変更

以下余白

(裏面に続く)

(裏面)

5. 積替え許可の有無 有・無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の廃棄保健福祉環境事務所で行ってください。

許可番号 04050002267

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸岡自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 2年 1月 31日

許可の有効年月日 令和 9年 1月 30日

1. 事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。)

裏面のとおり
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年 1月31日	更新許可
平成23年 7月26日	変更許可により取扱品目(廃油)の限定の変更及び取扱品目(廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、燃え殻、汚泥)の追加
平成24年10月18日	変更許可により取扱品目(廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物)の追加
平成24年12月12日	変更許可により取扱品目(廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物)の限定の変更
平成25年 6月13日	変更許可により取扱品目(廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、汚泥)の限定の変更
平成27年 1月31日	更新許可
令和 2年 1月31日	更新許可
令和 5年 6月29日	変更届出により代表者の変更

以下余白

5. 積替え許可の有無 有・ 無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の京築保健福祉環境事務所で行ってください。

1. 事業の範囲

積替え、保管を含まない。

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2. 0以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12. 5以上のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃ポリ塩化ビフェニル等

ポリ塩化ビフェニル汚染物

廃さ い（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ば い じ ん（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃 え 酸（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚 泥（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上9品目 以下余白

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸岡自動車運送株式会社

代表取締役 青木 良介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 佐藤 樹一郎



許可の年月日 令和6年7月4日

許可の有効年月日 令和13年7月3日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む）、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む）、ガラスくず等（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含む）、紙くず、ばいじん

（以上11種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。
含む：水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等 含まない：石棉含有産業廃棄物）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

積替え又は保管行為を含まない。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年7月4日 産業廃棄物収集運搬業許可

令和6年7月4日 産業廃棄物収集運搬業更新許可（優良基準適合認定）

5. 積替え許可の有無

市名

有・ 無 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸両自動車運送株式会社

代表取締役 青木 良介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 佐藤 樹一郎



許可の年月日 令和6年7月4日

許可の有効年月日 令和13年7月3日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

特別管理産業廃棄物の種類

廃PCB等

PCB汚染物

廃油

(揮発油類、灯油類及び軽油類並びにベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

廃酸

(水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、チウラム、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

廃アルカリ

(水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、チウラム、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

鉱さい

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

燃え殻

(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

ばいじん

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

裏面

汚泥

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、チウラム、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

(以上9種類に限る。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る)

積替え又は保管行為を含まない。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年7月4日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可

令和6年7月4日 特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可(優良基準適合認定)

5. 積替え許可の有無

市名

有・無

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横紗西町10番6号
氏 名 丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 木 村 敬



許可の年月日 令和6年(2024年)8月7日

許可の有効年月日 令和13年(2031年)8月6日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破砕物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	—	—	—	—	○
汚泥	—	—	—	○	○
廃油	—	—	—	○	—
廃酸	—	—	—	○	○
廃アルカリ	—	—	—	○	○
廃プラスチック類	—	—	—	○	—
動植物性残さ	—	—	—	—	—
金属くず	—	—	—	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	—	—	○	—
鉱さい	—	—	—	—	○
ばいじん	—	—	—	—	○

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成24年(2012年)8月7日付けで新規許可
- (2) 平成29年(2017年)6月29日付けで更新許可及び優良基準適合認定
- (3) 令和5年(2023年)6月27日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者：青木 千加士)
- (4) 令和6年(2024年)7月10日付けで更新許可及び優良基準適合認定

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
氏 名 丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 木 村 敬



許可の年月日 令和6年(2024年)10月26日

許可の有効年月日 令和13年(2031年)10月25日

1. 事業の範囲

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類（特定有害産業廃棄物の種類については別表参照）	(特記事項)	積替 保管
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	—	—
廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）	—	—
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの）	—	—
廃ポリ塩化ビフェニル等	—	—
ポリ塩化ビフェニル汚染物	—	—
銻さい（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
ばいじん（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
燃え殻（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
汚泥（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
廃油（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
廃酸（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
廃アルカリ（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成24年(2012年)10月26日付けで新規許可

- (2) 平成28年(2016年)9月5日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として、「廃ポリ塩化ビフェニル等」「ポリ塩化ビフェニル汚染物」に係る限定を解除及び特定有害産業廃棄物の種類として、「汚泥」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」に「1,4-ジオキサン」を追加。)
- (3) 平成29年(2017年)9月28日付けで更新許可及び優良基準適合認定
- (4) 令和5年(2023年)6月27日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:青木 千加士)
- (5) 令和6年(2024年)9月5日付けで更新許可及び優良基準適合認定

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

(別表)

有害物質	特定有害産業廃棄物の種類						
	鉍さい	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
アルキル水銀化合物	-	○	-	-	-	○	○
水銀又はその化合物	-	○	-	-	-	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	-	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	○	-	○	○
有機燐化合物	-	-	-	○	-	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	○	-	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	○	-	○	○
シアン化合物	-	-	-	○	-	○	○
トリクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○
ジクロロメタン	-	-	-	○	○	○	○
四塩化炭素	-	-	-	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	○	○	○	○
チウラム	-	-	-	○	-	○	○
シマジン	-	-	-	○	-	○	○
チオベンカルブ	-	-	-	○	-	○	○
ベンゼン	-	-	-	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	○	-	○	○
1,4-ジオキサン	-	-	-	○	○	○	○
ダイオキシン類	-	○	○	○	-	○	○

※○:取り扱うもの ◎:積替え又は保管行為を含むもの

許可番号 第04500002267号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸商自動車運送株式会社 代表取締役 青木 良介

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣



許可の年月日 令和 3年9月14日

許可の有効年月日 令和10年9月13日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え・保管の有無 なし

産業廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）以上10種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

(裏面)

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成28年9月14日 第04500002267号 令和3年9月14日 第04500002267号 令和5年6月28日	新規許可 更新許可(優良基準適合認定) 変更届:代表者の変更 以下余白

(別記)

- 1 事務所及び事業場の所在地
[事務所] 静岡県静岡市清水区榎砂西町10番6号 電話番号:054-366-1312
[事業場] 同 上 電話番号:同 上
- 2 特記事項
県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」(平成4年10月26日定め)を遵守すること。

許可番号 第04550002267号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸両自動車運送株式会社 代表取締役 青木 良介
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣

許可の年月日 令和 3年9月14日

許可の有効年月日 令和10年9月13日



1 事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え・保管の有無 なし

特別管理産業廃棄物の種類

廃油: 揮発油類、灯油類、軽油類及び廃溶剤(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジオキサン、ベンゼンのいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。)

廃酸: 水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃アルカリ: 水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃ポリ塩化ビフェニル等

ポリ塩化ビフェニル汚染物

ばいじん: 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

燃え殻: カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

汚泥: 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

以上8種類 以下余白

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり

5 積替え許可の有無

有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(裏面)

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成28年9月14日 第04550002267号 令和3年9月14日 第04550002267号 令和5年6月28日	新規許可 更新許可(優良基準適合認定) 変更届:代表者の変更 以下余白

(別記)

1 事務所及び事業場の所在地

[事務所] 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号 電話番号:054-366-1312
[事業場] 同上 電話番号:同上

2 特記事項

県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」(平成4年10月26日定め)を遵守すること。

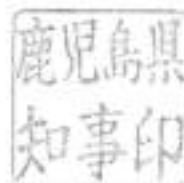
産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
 氏 名 丸両自動車運送株式会社
（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 代表取締役 青木良介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和3年9月23日
 許可の有効年月日 令和10年9月22日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、動植物性残さ

以上10種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限り。）

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成28年9月23日	
更新許可	令和3年9月23日	
優良認定	令和3年9月23日	
変更届出	令和5年6月28日	法人の代表者を「青木千加土」から「青木良介」に変更


5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

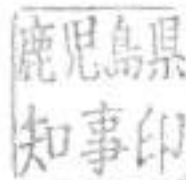
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
 氏 名 丸岡自動車運送株式会社
（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 代表取締役 青木良介


 優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和3年9月23日
 許可の有効年月日 令和10年9月22日

1 事業の範囲
 別表のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限り。）
 なし

3 許可の条件
 なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成28年9月23日	
更新許可	令和3年9月23日	
優良認定	令和3年9月23日	
変更届出	令和5年6月28日	法人の代表者を「青木千加士」から「青木良介」に変更

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

「優良」の表示は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。



(別表)

事業の範囲	
収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）	
取り扱う産業廃棄物の種類	
廃油	揮発油類、灯油類及び軽油類又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン
廃酸	水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
廃アルカリ	水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
ばいじん	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類
燃え殻	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類
汚泥	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
廃ポリ塩化ビフェニル等	
ポリ塩化ビフェニル汚染物	

集印

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸両自動車運送株式会社 代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾



許可の年月日 令和 3年10月 4日
許可の有効年月日 令和10年10月 3日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん
(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)
(石綿含有産業廃棄物を除く。)
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上10種類(積替え・保管行為を含まない。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う
産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年10月 4日 新規許可
令和 3年10月 4日 更新許可
令和 5年 6月28日 変更届出 (代表者の変更)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂百町10番6号

氏 名 丸両自動車運送株式会社 代表取締役 青木 良介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾



許可の年月日 令和 3年10月 4日
許可の有効年月日 令和10年10月 3日

1. 事業の範囲

廃油

(揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン
のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸

(pH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ

(pH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物

ばいじん

(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻

(特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥

(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキテン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上8種類(積替え・保管行為を含まない。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年10月 4日 新規許可

令和 3年10月 4日 更新許可

令和 5年 6月28日 変更届出 (代表者の変更)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸岡自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日

令和3年(2021年)10月18日

許可の有効年月日

令和10年(2028年)10月17日



1. 事業の範囲

収集運搬業(積替え・保管行為を含まない)

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、ばいじん、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(自動車等破砕物を含む。)

以上10種類(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、石棉含有産業廃棄物を除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年10月18日 更新許可 優良基準適合

令和5年6月28日 変更届 代表者の変更 以下余白

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告(被告の代表者は、佐賀県知事です。)として訴訟を提起することができます。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸岡自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和 3年(2021年)10月18日
許可の有効年月日 令和10年(2028年)10月17日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃 え 殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 汚 泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃 油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃 酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃ポリ塩化ビフェニル等
ポリ塩化ビフェニル汚染物
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和3年10月18日 更新許可 優良基準適合
令和5年 6月28日 変更届 代表者の変更 以下余白

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
 氏名 丸両自動車運送株式会社 代表取締役 青木 良介

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

沖縄県知事 玉城 康裕



許可の年月日 令和 2年(2020年) 6月26日
 許可の有効年月日 令和 7年(2025年) 6月25日

1. 事業の範囲

種類	取扱	石綿	水銀	種類	取扱	石綿	水銀
燃え殻	○	△	○	動物系固形不要物	-	△	△
汚泥	○	△	○	ゴムくず	-	△	△
廃油	○	△	△	金属くず	○	△	△
廃酸	○	△	○	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	△
廃アルカリ	○	△	○	鉱さい	○	△	○
廃プラスチック類	○	○	△	がれき類	-	-	△
紙くず	-	-	△	動物のふん尿	-	△	△
木くず	-	-	△	動物の死体	-	△	△
繊維くず	-	-	△	ばいじん	○	△	○
動植物性残さ	○	△	△	産業廃棄物の処理物(第13号廃棄物)	-	△	△

これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物を除く。積替え保管を含まない。

「取扱」欄の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

「石綿」欄の「○」は石綿含有産業廃棄物が含まれること、「-」は石綿含有産業廃棄物が含まれないことを示す。

「水銀」欄の「○」は水銀含有ばいじん等が含まれること、「-」は水銀含有ばいじん等が含まれないことを示す。

2. 許可の条件

- (1) 石綿含有産業廃棄物を運搬する際に袋詰め等飛散防止策を講ずること。
- (2) 石綿含有産業廃棄物の破砕及び他の廃棄物との混合を行わないこと。ただし、積込みのため、やむを得ず破砕する場合は湿潤化の上、必要最小限の範囲で行うこと。
- (3) 当該収集運搬業に起因した環境に関する苦情等の申し入れがあった場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を講ずること。

3. 許可の更新又は変更の状況

令和2年6月26日 新規許可
 令和5年6月29日 変更届出(代表者の変更)

4. 那覇市における積替え許可の有無 有 ・ 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

事務所の所在地：静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

事業場の所在地：静岡県静岡市清水区横砂西町1211番1、1212番1、1212番3

許可番号第04754002267号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
氏名 丸岡自動車運送株式会社 代表取締役 青木 良介
法人にあっては、名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

沖縄県知事 玉城 康裕



許可の年月日 令和 2年(2020年) 6月26日
許可の有効年月日 令和 7年(2025年) 6月25日

1. 事業の範囲

- 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。）
- 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。）
- 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。）
- 燃え殻（特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。）
- 汚泥（特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。）
- 鉍さい（特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。）
- ばいじん（特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。）
- 廃PCB等、PCB汚染物、廃水銀等、廃石綿等
(積替え保管を含まない。)

2. 許可の条件

当該収集運搬業に起因した環境に関する苦情等の申し入れがあった場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を講ずること。

3. 許可の更新又は変更の状況

令和2年6月26日 新規許可
令和5年6月29日 変更届出（代表者の変更）

4. 那覇市における積替え許可 有 ・ (無)

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

事務所の所在地：静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

事業場の所在地：静岡県静岡市清水区横砂西町1211番1、1212番1、1212番3

(裏面)

特定有害産業廃棄物の種類 有害物質	廃油	廃酸	廃アルカリ	燃え殻	汚泥	鉱さい	ばいじん
水銀又はその化合物		○	○		○	○	○
カドミウム又はその化合物		○	○	○	○	○	○
鉛又はその化合物		○	○	○	○	○	○
有機燐化合物		○	○		○		
六価クロム化合物		○	○	○	○	○	○
砒素又はその化合物		○	○	○	○	○	○
シアン化合物		○	○		○		
トリクロロエチレン	○	○	○		○		
テトラクロロエチレン	○	○	○		○		
ジクロロメタン	○	○	○		○		
四塩化炭素	○	○	○		○		
1,2-ジクロロエタン	○	○	○		○		
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○		○		
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○		○		
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○		○		
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○		○		
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○		○		
チウラム		○	○		○		
シマジン		○	○		○		
チオベンカルブ		○	○		○		
ベンゼン	○	○	○		○		
セレン又はその化合物		○	○	○	○	○	○
1,4-ジオキサン	○	○	○		○		○
ダイオキシン類		○	○	○	○		○

※表中の「○」は取り扱うことができるものを示す。